

大規模小売店舗立地法「指針」の概要

1 趣 旨

大型店設置者：求められる責任の範囲を示すもの

都道府県：法律運用に当たっての判断の基準

2 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項

- (1) 立地地点の周辺の状況、地域づくり・街づくりに関する各種公的な計画・事業の内容等についての情報収集、生活環境への影響に関する十分な調査・予測、適切な対応
- (2) 地域住民への適切な説明（地域住民の理解が得られるような説明）
- (3) 都道府県の意見に対する誠意ある対応
- (4) 誠実で実効ある対応策の実施
- (5) 開店後（施設変更後）における適切な対応

3 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項

- (1) 駐車需要の充足その他のによる大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

ア 駐車需要の充足等交通に係る事項

配慮すべき事項	予測・勘案事項	主な配慮内容
(ア)駐車場の必要台数の確保	・必要駐車台数の算出 (算定式あり)	・必要駐車台数の確保
(イ)駐車場の位置及び構造等	a 効率的な駐車場形式の選択及び駐車場の出入口の数、位置 b 駐車待ちスペースの確保 c 駐車場の分散確保 d 駐車場出入口における交通整理	- 来客自動車の方面別台数予測 - 交通整理員の配置状況 - 経路の設定状況等 - 来客自動車台数（ピーク 1 時間あたり） - 入庫処理能力の算定 - 公道上への入庫待ち渋滞最小化のための出入口の位置・数の設置 - 形式の選択（平面自走式、垂直循環方式等） - 原則左折による出入口設置 - 入庫車、出庫車、自転車、歩行者の動線分離 - 排ガスへの配慮 - 近隣居住者への騒音の配慮 - 駐車待ちスペースの確保 - 複数駐車場の設置（借上げ、公共駐車場の利用を含む） - 交通整理員の配置

ウ 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

配慮すべき事項	予測・勘案事項	主な配慮内容
廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物に減量化、リサイクルの推進 ・住民に対する情報公開の方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の減量化、リサイクルの推進活動の実施 ・住民への周知方法

エ 防災・防犯対策への協力

配慮すべき事項	予測・勘案事項	主な配慮内容
防災・防犯対策への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災への協力体制 ・地域防犯への協力体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時及び災害発生時における防災への協力 ・敷地内の巡回、営業時間外の駐車場閉鎖等、施設の適切な管理 ・若者の媚集防止のための対策 ・夜間照明設備の配置

(2) 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

ア 騒音の発生に係る事項

配慮すべき事項	予測・勘案事項	主な配慮内容
(ア) 騒音の発生に係る事項		
a 騒音問題に対処するための対応策について	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音に係る一般的な対策 ・荷さばき作業等の騒音への対策 ・騒音発生施設等の騒音対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音発生施設の適切な配置 ・遮音壁、緑地帯設置等の騒音緩和策 ・荷さばき作業所の適切な配置 ・計画的な搬出入対策 ・荷さばき作業等の作業音の低減対策 ・店舗営業宣伝活動に伴う騒音対策 ・低音機器の導入 ・来客車両のアイドリング防止 ・若者の媚集防止のための対策
b 騒音の予測・評価について	<ul style="list-style-type: none"> ・施設から発生する騒音の総合的な予測、評価 ・発生する騒音ごとの予測、評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な騒音予測 ・騒音に対する適正な対応 ・夜間に発生する騒音への対応